

平成 23 年 6 月 15 日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、同月 22 日に公布されました。これにより、現行の NPO 法人制度や手続きが来年 4 月以降どう変わるのか、これから数号にわたって紹介します。今号は、制度の使い易さの向上の観点から改正された事項についてです。

連載予定：10 月号)制度の使い易さの向上・11 月号)制度の信頼性の確保・12 月号)新たな認定制度その他

1 所轄庁の変更（法第 9 条関係）

NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在する NPO 法人にあっては、当該指定都市の長）とするものとされました。

NPO 法人の所轄庁	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
・都道府県知事（単独の都道府県内に事務所を置く場合） ・内閣総理大臣（複数の都道府県に事務所を置く場合）	・都道府県知事（主たる事務所の所在地） ・政令指定都市市長（政令指定都市内にのみ事務所を置く場合）

ポイント：千葉市にのみ事務所を置く法人は、所轄庁が千葉県から千葉市に変更となります。一方、千葉市にも他の市町村にも事務所を置く法人については、引き続き千葉県が所轄庁です。

2 活動分野の追加（法第 2 条及び別表関係）

法第 2 条別表に記載されている NPO 法人の 17 の活動分野に加えて、新たに 3 つの活動分野を追加するものとされました。

NPO 法人の活動分野	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤ 環境の保全を図る活動 ⑥ 災害救援活動 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨ 国際協力の活動 ⑩ 男女共同参画の形成の促進を諮る活動 ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 ⑫ 情報化社会の発展を図る活動 ⑬ 科学技術の振興を図る活動 ⑭ 経済活動の活性化を図る事業 ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯ 消費者の保護を図る活動 ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	以下の分野を追加 ⑱ 観光の振興を図る活動 ⑲ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑳ ①～⑱の活動に準ずる活動として都道府県や政令指定都市の条例で定める活動

ポイント：⑱⑲は、これまで、③（まちづくりの推進を図る活動）などとして認証されてきたものを、政策的な配慮から新たな分野として明示したものです。これに伴い、現在これらの活動を行っている法人について、何らかの活動の制限が生じるものではありません。

3 縦覧期間中の補正（法第 10 条第 3 項関係）

申請書類中に軽微な不備に係る事項として条例で定める事項があった場合には、所轄庁が認証申請書を受理した日から 1 月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正を認めるものとされました。

認証申請書類の補正を行うことができる場合	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
(規定なし)	期間：申請後 1 月を経過するまでの間 補正事項：条例で定める軽微な不備に係る事項

ポイント：軽微な不備の具体的な内容については、今後条例で規定することを検討しています。

4 認証審査期間の柔軟化（法第 12 条第 2 項関係）

所轄庁は、認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から 2 月以内で条例で定める期間とすることができるものとされました。

認証の審査期間	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
・縦覧終了後 2 月以内	・縦覧終了後 2 月以内で条例で定める期間

ポイント：本県では今回の法改正に先立ち、現行の条例において、審査期間を縦覧終了後 1 月以内とする努力義務規定を設けています。

5 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大（法第 25 条第 3 項関係）

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合として、新たな事項を追加するものとされました。

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
以下の軽微な事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴うもの以外） ・資産に関する事項 ・公告の方法	以下に掲げる事項を含まない定款の変更 ・目的 ・名称 ・特定非営利活動の種類及び同活動に係る事業の種類 ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴うもののみ） ・社員の資格の得喪に関する事項 ・役員に関する事項（役員定数に係るもの以外） ・会議に関する事項 ・その他の事業に関する事項 ・解散に関する事項（残余財産帰属者に係るもののみ）

ポイント：定款の変更の際に認証を必要とせず、届出のみで足りる事項が大幅に拡大されます。なお、定款変更に関する定款上の規定として、「法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。」などの文言がある場合は、今後速やかに変更する必要があります。

6 社員総会決議の省略（法第 14 条の 9 第 1 項関係）

理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該同意を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとされました。

社員総会の決議があったものとみなされる場合	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
(規定なし)	・社員全員が議題に同意の意思表示をしたとき

ポイント：上記規定により社員総会の決議を省略した場合でも、決議があったものとみなすためには、議事録を作成する必要があります。

7 解散公告の簡素化（法第 31 条の 10 第 1 項関係）

解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告について、「清算人就任後 2 月以内に、少なくとも 3 回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも 1 回」にするものとされました。

解散公告の時期・回数	
【 現 行 】	【平成 24 年 4 月 1 日以降】
・清算人就任後 2 月以内に、少なくとも 3 回以上	・解散後、遅滞なく、少なくとも 1 回以上

ポイント：解散に際しての法人の負担となっていた公告に係る手続が簡素化されます。